

議第53号

市道路線の認定について

道路法第8条第1項の規定により、次のとおり市道路線の認定をする。

市道路線認定調書

整理 番号	路線名	起	点	重要な 経過地	路線延長 メートル
		終	点		
①	三ツ谷工業団地1号線	三島市三ツ谷新田 331 - 1		—	127.70
		三島市谷田 2301 - 616			
②	三ツ谷工業団地2号線	三島市谷田 2301 - 533		—	687.90
		三島市谷田 2301 - 847			
③	三ツ谷工業団地3号線	三島市谷田 2300 - 776		—	174.10
		三島市谷田 2301 - 862			
④	三ツ谷工業団地4号線	三島市谷田 2301 - 847		—	266.80
		三島市谷田 2301 - 768			
⑤	三ツ谷工業団地5号線	三島市谷田 2301 - 605		—	92.20
		三島市谷田 2301 - 633			
⑥	三ツ谷工業団地6号線	三島市谷田 2301 - 712		—	250.60
		三島市谷田 2301 - 948			
⑦	三ツ谷新田11号線	三島市三ツ谷新田 344 - 1		—	460.68
		三島市三ツ谷新田 328 - 2			
⑧	山田13号線	三島市川原ヶ谷 764 - 1		—	247.55
		三島市川原ヶ谷 476 - 1			

平成30年6月12日提出

三島市長 豊岡武士